

事業概要 3

商店街にぎわい施設・設備整備事業

1 趣 旨

商店街が行う賑わいづくりや安心・安全の確保のための施設整備を市町村と連携して後押しする。

2 事業内容

補助対象事業	商店街等の集客・にぎわいづくりを行うための事業又は商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための事業であって、商店街等の活性化に資する施設又は設備の整備を行うもの。 【例】 ①街路灯、アーケード、一括免税カウンター、公衆無線 LAN、ファサード看板、 ポイントカードシステム、案内板、緊急放送設備、AED など ②防犯カメラ
補助対象者	商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、 商工会、商工会議所等
補助率	<①防犯カメラ以外の設備の新設及び改修> 1／3 以内（かつ市町村が補助する額の範囲内） <②防犯カメラの新設及び改修> 1／2 以内（かつ市町村が補助する額の 1.5 倍以内）
補助限度額	2，000 千円（下限：200 千円）
備考	○本事業は、市町村からの補助が条件となります。 ・京都市内に所在する団体は直接補助 ・その他の市町村に所在する団体は市町村間接補助 ○令和 9 年度（来年度）に実施予定がない場合でも、今後 3 年間のうちに実施計画がある場合は、希望調査票を御提出ください。 （今後 3 年間の計画をお伺いする項目があります。）